

－医療情報取得加算について－

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、
特定健診情報等 の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています

- オンライン資格確認を行う体制を有しています
- 受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

上記の体制により、令和6年12月より「医療情報取得加算」として、
以下の通り診療報酬点数を算定いたします。

○初診時

医療情報取得加算 1点

○再診時（3月に1回限りの算定）

医療情報取得加算 1点

（マイナンバー利用の有無にかかわらず1点となります）

令和6年12月2日より保険証の新規発行は終了しましたが、現在のお手元にある保険証については有効
期間内、又は令和7年12月1日まで使用できますが、順次マイナカードへの紐づけをよろしくお願いいたします。

今後も引き続きマイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。